

岡山市監査委員報告第26号
令和7年1月5日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

彦崎老人憩の家運営委員会

（岡山市立彦崎老人憩の家）

令和6年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設の維持管理については適切に行われていたものの、次のとおり運営に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じられたい。

- ・岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われていなかった。
- ・毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められた。